

青森県報

第七百七十三号

令和六年
六月十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境保全課) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障 社 が 課 い) …… 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地域 県民局) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (三八地域 県民局) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (上北地域 県民局) …… 五
- 出先機関
- 道路の位置の指定…………… (上北地域 県民局) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五

選挙管理委員会

- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正… (事務局) …… 六
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正…………… (同) …… 六

正 誤

○ 令和六年五月二十日定例選挙管理委員会中…………… (選挙管理 事務局) …… 七

告 示

青森県告示第三百五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
五所川原市岩井一般廃棄物最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第三十一項において読み替えて準用する同法第九条第五項の確認を受けて廃止された一般廃	五所川原市相内岩井八一の四〇〇の一部、八四の一の一部

棄物の最終処分場

青森県告示第三百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	株式会社 エール	北津軽郡板柳町大字横沢字東宮元二二の二	就労継続支援B型	北津軽郡板柳町大字横沢字東宮元二二の二	令和六・六・一

青森県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日

青森県告示第三百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社太陽ファーム	五所川原市字一ツ谷五二八の六	就労継続支援A型	株式会社太陽ファーム	つがる市木造千代町一〇五の一	令和六・五・三
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	就労継続支援A型	co na	弘前市大字高屋三丁目七三五の五	〃

公告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、指久保ダム地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月十三日から同年七月十日まで

三 縦覧の場所

八戸市、十和田市、六戸町、おいらせ町及び五戸町

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、和
田ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を定めたので、同条第五項の規
定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月十三日から同年七月十日まで

三 縦覧の場所

七戸町及び東北町

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、千
樽地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定
めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して
十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して
六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを
提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな
らないこととされている。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年六月十三日から同年七月十日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社ディー・エス・サービス
- 二 代表者の氏名 櫛引江利子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑二丁目三〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第一〇〇六八四号
- 五 取消年月日 令和六年四月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社木村久男建築所
- 二 代表者の氏名 木村久男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市東大野一丁目二一の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一四六四二号
- 五 取消年月日 令和六年四月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社光和電気工業
- 二 代表者の氏名 榎本朝子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪一丁目五の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三七七五号
- 五 取消年月日 令和六年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社光和電気工業
- 二 代表者の氏名 榎本朝子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪一丁目五の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―四)第三七七五号
- 五 取消年月日 令和六年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 石文建築
- 二 氏名 石文浩樹
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第五〇〇二六二号
- 五 取消年月日 令和六年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十二日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市大字三本木字西金 崎一三二の一、一三二の 二、一三二の三、三七四の 七七	一〇四・九八メー トル	六・〇〇〇六・〇 五メートル	令和 六・六・三

上北地域県民局告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月十二日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

位 置	十和田市大字赤沼字下平二六三の三六
延 長	六七・一二メートル
幅 員	六・〇〇〇六・一二メートル
指 定 年 月 日	令和六・六・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一の表中

ときわ会病院	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一
町立大鰐病院	四々 大鰐町大字蔵館字川原田四〇の

を

ときわ会病院	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一
--------	------------------

に、

二の表中

サービス付き高齢者向け住宅サボージュやわた	大字八幡字下樋田一の四
有料老人ホームクローバース・ピア八戸ひまわりの家E棟	江陽二丁目一三の三六

を

サービス付き高齢者向け住宅サボージュやわた

々 大字八幡字下樋田一の四

に改める。

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

令和五年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十九号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和六年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政治団体の収支報告書の要旨の令和四年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森県第二選挙区支部の項中

78,115,762
28,046,813
50,068,949
58,887,972

78,115,762
28,046,813
50,068,949
60,039,212

2,000,000

2,000,000

2,000,000

2,000,000

2,000,000

2,000,000

26,270,000

26,270,000

19,800,000

19,800,000

1,998,949

1,998,949

19,966,661

19,966,661

725,510

725,510

4,262,688

4,262,688

7,631,939

7,631,939

32,586,798

32,586,798

を に改める。

7,423,005
7,470,214
971,869
978,095
5,520,250

7,423,005
7,470,214
971,869
978,095
5,520,250

令和六・五二〇 第七六三号	発行年月日 番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段 行	誤	正
青森県選 挙管理委 員会告示		第三二 号	七	上 表 中		参政党青森第一支 部 (後藤 美穂子)	参政党青森第1支 部 (後藤 美穂子)

167,055	1,318,295
11,240,900	11,240,900
26,301,174	27,452,414
9,820,000	60,039,212

選挙管理委員会事務局

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭